

# 熊本市公契約条例（仮称）（案） たたき台

## 制定の背景

昨今の急激な物価上昇及び働き方改革関連法における時間外労働規制の建設業などへの適用などの社会情勢や、週休2日制の促進、担い手の育成・確保のための環境整備などの業界からの要望、熊本県の公契約条例の目的や基本理念に掲げられる公共サービスの質の向上、労働環境の整備、多様な人材が活躍する社会の実現などの事業者への要請を踏まえ、条例制定の検討に至ったもの。

※以下のたたき台は事務局である契約政策課の案です。検討委員会での審議を踏まえ、必要な修正を加えますが、最終的には、市の法令関係の所管課との協議やパブリックコメントの結果等を踏まえ、文言等を修正することがあります。

## 1 目的

この条例は、公契約の基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、市民に提供されるサービスの質の向上、適正な労働環境の整備及び事業者等の社会的評価の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 【参考】熊本県

（目的）

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

## 【趣旨】

- 上記「制定の背景」を踏まえ、この条例を制定する目的を定めるもの（下線部参照）。  
〔究極目的〕 地域経済の健全な発展に寄与すること。  
〔小目的〕 市民に提供されるサービスの質の向上、適正な労働環境の整備※、  
事業者等の社会的評価の向上  
※労働環境とは、労働条件、安全衛生、賃金等のことを想定。
- 熊本県条例にある「県及び事業者等が相互に協力し」は「6 相互の協力等」にて整理。

## 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、市がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。  
ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者  
イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）を事業者又はアに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者
- (4) 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- (5) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、事業者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する者をいう。

### 【参考】熊本県

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによ

る。

(1) 公契約 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。

(2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。

(3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

### 【趣旨】

- この条例で用いられる用語を定義するもの。
- 熊本県条例に既定の無い「下請負者等」や「労働者」の定義については、他自治体の規定を参考に、定義（下線部参照）。

### 《参考》

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項  
（契約の締結）

第二百三十四条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

○労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条  
（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号  
（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

ろによる。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

### 3 基本理念

公契約は、次に掲げる基本理念に基づき行われるものとする。

- (1) 公契約の適正な履行を確保すること。
- (2) 公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること。
- (3) 市内に本社又は本店を有する事業者等の振興に資すること。
- (4) 公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。

#### 【参考】熊本県

(基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるときにも、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

## 【趣旨】

- 条例を適切に運用し、取組を進めるうえでの基本的な考え方（行動規範）を定めるもの。
- 基本理念の内容は、契約の諸原則や法の要請、大半の自治体が基本理念に掲げている内容を勘案し、目的に適うよう、以下の要素を盛り込み規定した。

### （１）契約の諸原則

「公正性、競争性、透明性」

### （２）法の要請

地方自治法 第234条の2「契約の適正な履行の確保」

地方自治法施行令 第167条の10「契約内容に適合した履行の確保」「公正な取引の秩序」

### （３）大半の自治体が基本理念に掲げている内容

「公正な競争の促進（確保）」「契約手続及び契約内容の透明性の確保」「品質・価格の適正」「価格以外の社会貢献の評価（考慮）（環境保全、障がい者雇用、男女共同、多様な人材の活躍、人権配慮、安全安心な生活）」「労働環境（条件）の確保（整備・向上）」「地域経済（社会）の振興（活性化・発展）」

- 基本理念と目的の対応関係は以下のとおり。

| 基本理念             | 目的                                                                                                                                                                       |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公契約の適正な履行を確保すること | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者等が仕様書に合致した公契約の適正な履行を確保することにより、「市民に提供されるサービスの質の向上」に繋げる。</li><li>・市が適正な予定価格や工期を設定し、公契約の適正な履行を確保することにより、「適正な労働環境の整備」に繋げ</li></ul> |

|                               |                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                               | る。                                                                                                                                                                                     |
| 公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること。      | 市が談合等の不正行為の防止等、契約の相手方として相応しい事業者を選定するため、公契約の公正性、競争性及び透明性を確保することにより、「 <b>市民に提供されるサービスの質の向上</b> 」に繋げる。                                                                                    |
| 市内に本社又は本店を有する事業者等の振興に資すること。   | 当該基本理念を含め、4つの基本理念に基づき行動することで、究極目的である「 <b>地域経済の健全な発展</b> 」に繋げる。                                                                                                                         |
| 公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。 | 市が総合評価落札方式等において入札金額だけでなく、環境問題等、社会的課題の解決に資する取組を行う事業者を評価し、契約の相手方とするなど、社会的課題の解決に資する取組を推進することにより、「 <b>事業者等の社会的評価の向上</b> 」に繋げる。また、事業者自身も総合評価落札方式等において提案したとおり、社会的課題の解決に取り組むことにより、社会的評価が向上する。 |

#### 4 市の責務

- 1 市は、「3 基本理念」に定める基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進しなければならない。
- 2 市は、公契約に係る業務に携わる事業者等及び労働者に対し、「1 目的」の目的及び「3 基本理念」の基本理念を周知するよう努めなければならない。**実効性の担保**

**【参考】熊本県**

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

**【趣旨】**

- この条例の目的を達成するための市の役割を定めるもの。
- なお、事業者のみならず下請負者等や労働者もこの条例の趣旨を十分理解していただくことが欠かせないことから、市の周知を規定（下線部参照）。

**5 事業者等の責務**

- 1 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者としての社会的な責任を有していることを踏まえ、公契約について、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。
- 2 事業者等は、基本理念にのっとり、当該事業者等が雇用または派遣する労働者の適正な労働環境の整備に関する法令を遵守するとともに、当該労働環境の整備のために必要な取組を推進するよう努めなければならない。

**【参考】熊本県**

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

- 2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

- この条例の目的を達成するために事業者等に求められる役割を定めるもの。
- 「公契約の適正な履行」に関する法令の遵守はもとより、「労働環境の整備」に関する法令遵守を規定（下線部参照）。

- 熊本県条例に規定のある第2項は、「6 相互の協力等」にて整理。

## 6 相互の協力等

市及び事業者等は、本条例の目的を達成するため、相互に協力し、情報共有、意見交換その他の必要な取組を推進するよう努めるものとする。**実効性の担保**

### 【参考】熊本県

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

### 【趣旨】

- 市と事業者等が協力して市の施策を推進していくことについて定めるもの。
- 市と事業者等との意見交換会等の開催を通し、協力していくことを想定。

## 7 取組方針

- 1 市は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するための取組方針を定めるものとする。**実効性の担保**
- 2 1の取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための必要な事項を定めるものとする。

### 【参考】熊本県

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針(以下「取組方針」という。)を定めるものとする。

- 2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関す

る必要な事項を定めるものとする。

#### 【趣旨】

- 条例の目的を達成するために、発注者である市が実施する「取組方針」について定めるもの。
- 条例の「目的」や「基本理念」だけでは、具体的な取組内容が不明瞭であること、また、時代の変遷（社会情勢の変化）の中で、個々の取組については、表現が変わり得ることから、熊本県条例同様、別途「取組方針」として定めることを想定。

### 8 適正な労働環境の整備等に関する誓約等

事業者は、別に定める※ところにより、市長等（市長及び公営企業管理者をいう。以下同じ。）に対し、当該事業者が雇用する労働者の適正な労働環境の整備や下請負者等と締結する契約の適正化に関する事項について誓約するとともに、当該誓約の内容を当該労働者に通知しなければならない。**実効性の担保**

【参考】熊本県

#### 【趣旨】

- 適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書の提出義務を定めるもの。
- 他都市においては、「労働環境取組報告書」（労働基準法その他の関係法令及び公契約条例を遵守していることの報告）を特定の業種、一定の金額以上の契約に限定して徴取しているところが多いが、法令・条例の遵守等、当該報告内容は、契約締結前に予め認識してもらう必要があるものと思料。
- また、本市においては、全業種をその対象としたい（報告書の提出対象を限定的にしない）。
- 以上を踏まえ、「契約締結後の事後報告」ではなく、「契約締結前（業者登録時等）の事前誓約」を徴することにより、契約の相手方はもとより、全登録業者に対し、周知徹底を図るもの。

※「別に定める」とは規則にて誓約書の様式を定めることを指す。

## 9 適正な予定価格等の算出

市長等は、予定価格等を算出するに当たっては、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図るため、合理的な積算を基礎とするものとする。

### 【参考】熊本県

(基本理念)

#### 第3条

2 公契約は、……適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、……。

### 【趣旨】

- 大半の自治体が規定している、公契約における適切な価格の積算について定めるもの。
- 熊本県条例も、第3条にて同様の趣旨を規定（「適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止」）。

## 10 指定管理者制度における取扱い

市は、公の施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるときは、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

### 【参考】熊本県

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

### 【趣旨】

- 公の施設の管理を指定管理者が行う場合も、この条例の趣旨を踏まえて行うことについて定めるもの。
- 指定管理者制度については、公契約の定義に含める取り扱いと公契約に準じる取り扱いがあり、その取り扱いは各都市で異なる。

指定管理者との協定は、形式的には行政処分の附款と整理されるが、その実態は契約としての性格を併せ持つものであり、自治体と指定管理者との法的関係の本質はあくまで契約関係にある。

したがって、公契約の定義には含めないものの、準用規定を用いて、指定管理者制度も公契約条例の対象とするもの。

### 《参考》

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

（公の施設の設置、管理及び廃止）

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

## 1.1 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 【参考】熊本県

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

### 【趣旨】

- 条例とは別に規則等で基準、様式等を定めて運用する。